

## 加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第12条の3 法第5条の7第1項の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項について調査審議するため、加古川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）公共的団体を代表する者
- （3）関係行政機関の職員
- （4）公募による市民
- （5）その他市長が必要と認める者

3 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

4 専門委員は、専門的知識を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

（委員の任期）

第12条の4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委任）

第12条の5 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。